

---

# 愛媛県観光支援事業

(観光で西日本を元気に！！「11 府県ふっこう周遊割」)

## ボランティア活動参加者版 取扱マニュアル

---

Version 18/9/10 17:00

## 1. はじめに

---

本書は、愛媛県観光支援事業（11 府県ふっこう周遊割）における補助金の交付手続きをまとめたものです。本書、並びに別添資料を確認の上、お間違いのないようお願いいたします。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせください。

### ■目次

1. はじめに	1
2. 愛媛県観光支援事業について	2
3. 申請手続きについて ボランティア活動参加者版	4
4. 事務局連絡先	6
5. （旅行業者向け）割引された企画旅行を販売するためには	6
6. 「11 府県ふっこう周遊割」キャンペーンロゴについて	7
7. 「11 府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて	7
8. 「11 府県ふっこう周遊割」プロモーションについて	7

### ■別添資料

（ボランティア活動促進事業用：ボランティア活動参加者向け）

- ・ 様式 7 申請書兼請求書
- ・ 様式 8 個人情報同意書
- ・ 様式 9 宿泊証明書
- ・ 様式 10 活動参加証明書

## 2. 愛媛県ボランティア活動促進事業について

---

### (1) 概要

---

愛媛県観光支援事業（11 府県ふっこう周遊割。以下、本事業）とは、国が交付する「平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金」を活用し、愛媛県を周遊する旅行者等の宿泊料金の割引（補助金の交付）を行うことで、本県への風評被害の影響緩和、旅行需要の喚起を図るものです。本県では「周遊旅行促進事業」と「ボランティア活動促進事業」を実施します。

### (2) ボランティア活動促進事業とは（対象となる内容）

---

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けた地域を支援するため、ボランティア活動に参加する方が愛媛県内で連続した 2 泊以上の宿泊を行い、かつ、愛媛県内でボランティア活動に参加する場合、ボランティア活動に従事した前日または当日の宿泊（活動 1 日に対して宿泊 1 日分）に係る料金に対して補助金を支給します。活動後にボランティア活動参加者自身で補助金を申請する必要（後述の「3. 申請手続きについて」参照があります。

### (3) 補助金額

---

一人泊当たり 6,000 円を上限（宿泊料金が消費税入湯税を含まない 6,000 円以下の場合、その額が上限となります）として補助金を交付します。また、愛媛県の補助上限は、周遊旅行促進事業の「割引された企画旅行に参加する場合」を除き、1 人当たり延べ 5 泊までです。

なお、補助金は予算の範囲内での交付となります。請求時に予算の上限を超えていた場合、補助金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくは WEB サイトにてご確認ください。

### (4) 対象となる期間

---

対象期間は、平成 30 年 8 月 28 日（火）以降に予約された、平成 30 年 8 月 31 日（金）から平成 30 年 11 月 30 日（金）までになされた宿泊（平成 30 年 12 月 1 日（土）チェックアウト）です。

### (5) 対象となる宿泊施設

---

愛媛県内の旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた施設が対象となります。但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除きます。

## (6) 注意事項

---

- ・補助金の交付は、国内に口座を持つ個人・法人に限ります。
- ・割引された企画旅行に参加する場合を除き、支援金（補助金）は申請者による後述の「3. 申請手続きについて」が必要となり、後日請求書記載の口座へ振り込まれます。
- ・各事業者にて広告等を行う際は、二重価格表記違反にご注意ください。新商品について、オリジナル価格と割引後価格を併記するのは、景品表示法の二重価格表記違反となります。例えば周遊旅行促進事業における割引された企画旅行の場合、「6,000円※既に愛媛県観光支援事業における6,000円の補助が反映されています」などの表記が一案となります。

### 3. 申請手続きについて ボランティア活動参加者版

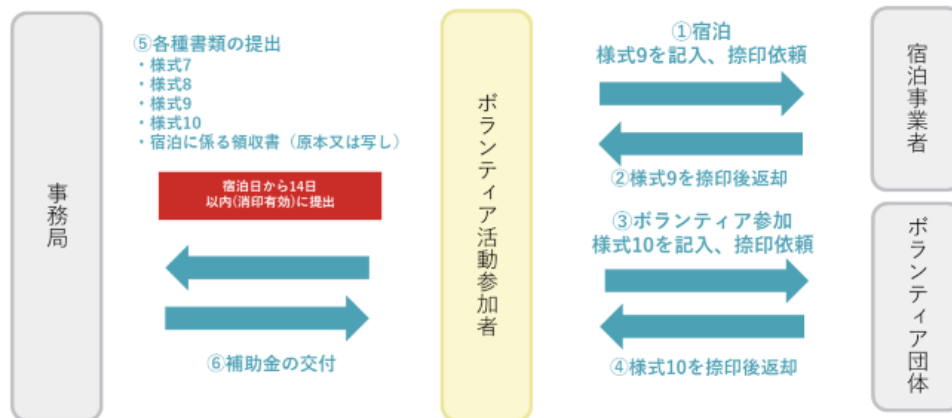
#### (1) 概要

補助金の交付を受けるためには、各様式の提出が必要です。それぞれ提出する様式が異なりますので、該当する内容をご確認の上、申請をお願いいたします。

#### (2) ボランティア活動促進事業の手続き

※**ボランティア活動参加者自身による手続きが必要です。**

【書類提出の流れ 愛媛県 ボランティア活動参加者版】



1. ボランティア活動参加者が下記の各様式にご記入、ご捺印後、宿泊した日から **14 日以内（消印有効）** に事務局へ提出（郵送のみ）してください。特に、「**様式 9 宿泊証明書**」、「**様式 10 ボランティア活動参加証明書**」については**宿泊施設及び、ボランティア団体の捺印が必要になります。** ボランティア活動参加当日に宿泊施設及び、大洲市、西予市、宇和島市の災害ボランティアセンター（各市の社会福祉協議会）へお持ちください。

- ・様式 7 申請書兼請求書
- ・様式 8 個人情報同意書
- ・様式 9 宿泊証明書（※同等の内容記載であれば様式自由）
- ・様式 10 ボランティア活動参加証明書（※大洲市、西予市、宇和島市の災害ボランティアセンター（各市の社会福祉協議会）が発行したものに限り。）
- ・宿泊に係る領収書（原本又は写し）

（宿泊は、それぞれ大洲市内、西予市内、宇和島市内の宿泊施設に限る。）

2. 事務局が書類受理後原則として 30 日以内に補助金を振込みます。

※書類に不備があった場合は 30 日以内に振り込めないことがあります。

※郵送にかかる費用は申請者ご自身にてご負担ください。

※ボランティアの対象者や内容については各市の社会福祉協議会にお問い合わせください。

### (3) 様式の入手方法

---

各種様式は別添資料をご確認ください。

また、各種様式は下記ホームページよりダウンロードできます。

<https://fukkou-shuyu.jp/ehime.html>

### (4) 注意事項

---

- ・ 支援金は予算の範囲内での交付となります。宿泊後の請求時に予算の上限を超えていた場合、支援金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくはWEB サイトにてご確認ください。

### (5) 書類の送付先

---

「11 府県ふっこう周遊割」愛媛県事務局

〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTБ 岡山ビル 4 階

## 4. 事務局連絡先

「11 府県ふっこう周遊割」愛媛県事務局

営業時間：10：00～17：00

（土日祝、年末年始 12/29～1/4 は休み、9/1（土）・9/8（土）は営業）

TEL：086-232-6526 FAX：086-232-1220

メール：ehime\_fukkou1@jtb.com

住所：〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

## 5. （旅行業者向け）割引された企画旅行を販売するためには

旅行業者が周遊旅行促進事業（割引された企画旅行）を企画、割引して販売するためには、下記のロゴ（左右どちらか）を使用する必要があります。ロゴデータは、下記 WEB サイトよりダウンロードください。

<https://fukkou-shuyu.jp/logo.html>



### （JATA 会員向け）「豪雨復興キャンペーン」協力依頼

JATA より「豪雨復興キャンペーン」協力の依頼が届いております。会員各社はそちらのご確認もお願いします。

一般社団法人日本旅行業協会では、平成 30 年 7 月豪雨災害における観光復興策として「豪雨復興キャンペーン」という統一名称を用い、補助金の対象如何にかかわらず、被災府県への旅行需要喚起につなげるため、「キャンペーン」ロゴ、「補助金割引済」ロゴとともに露出に努めてまいります。会員各社におかれましてもご協力の程お願いします。使用基準等につきましては、別添ロゴをご確認いただきますようお願いいたします。

★「豪雨復興キャンペーン」ロゴ・「補助金割引済」ロゴ

<キャンペーンロゴ (Zip ファイル) >

[https://www.jata-net.or.jp/membership/info-japan/180824\\_logo\\_rcnstrctinhrcmpggn.zip](https://www.jata-net.or.jp/membership/info-japan/180824_logo_rcnstrctinhrcmpggn.zip)

<キャンペーンロゴ使用基準等>

[https://www.jata-net.or.jp/membership/info-japan/pdf/180824\\_rcnstrctinhrcmpggnnotes.pdf](https://www.jata-net.or.jp/membership/info-japan/pdf/180824_rcnstrctinhrcmpggnnotes.pdf)

<補助金割引済ロゴ (Zip ファイル) >

[https://www.jata-net.or.jp/membership/info-japan/180824\\_logo\\_reductionssubsidy.zip](https://www.jata-net.or.jp/membership/info-japan/180824_logo_reductionssubsidy.zip)

<補助金割引済ロゴ使用基準等>

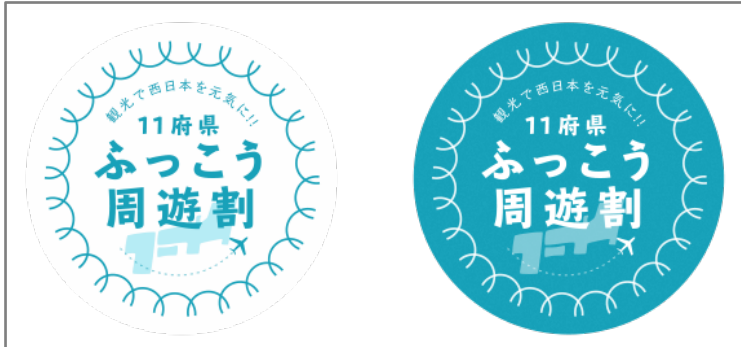
[https://www.jata-net.or.jp/membership/info-japan/pdf/180824\\_reductionssubsidynotes.pdf](https://www.jata-net.or.jp/membership/info-japan/pdf/180824_reductionssubsidynotes.pdf)

（以上、JATA メールより引用）

## 6. 「11 府県ふっこう周遊割」キャンペーンロゴについて

「11 府県ふっこう周遊割」のキャンペーンロゴデータを作成し、下記 WEB サイトより配布しております。各販促ツールなどで自由にご利用ください。

<https://fukkou-shuyu.jp/logo.html>



## 7. 「11 府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて

8月28日(火)より下記専用 WEB サイトがオープンしております。

<https://fukkou-shuyu.jp/>

観光で西日本を元気に!!  
「11 府県ふっこう周遊割」お知らせサイト

2018年8月28日(火)予約開始!

新着情報 NEWS

11 府県	2018.08.28	8/28(火)より、「11 府県ふっこう周遊割」の予約がスタートします。
11 府県	2018.08.28	「11 府県ふっこう周遊割」お知らせサイトがオープンしました。

## 8. 「11 府県ふっこう周遊割」プロモーションについて

適宜挿入